

農業女子育成・定着促進支援事業（農業女子活動支援事業）
平成30年度事業実施計画第2次募集要領

福島県農林水産部農業担い手課
平成30年7月13日制定

1 事業の趣旨

農業における女性の活躍は、農業経営の担い手としてだけでなく、女子力をフルに発揮し、新たな商品づくりや起業化など多様な視点で地域農業の活性化に大きく寄与しています。

しかしながら、震災以降女性の起業化の取組が停滞し、再開されていない組織等がある一方で、女性の新規就農者は年々増加傾向にあり、地域の担い手としてさらに育成を図るためには、若い女性が農業を職業として選択するような体制づくりを進めていく必要があります。

本事業では、女性農業者で構成される組織が実施する地域活性化や担い手確保等につながる取組に対して支援を行うことで、安定した所得確保による定着化を進め、新規就農者の確保につなげることを目的としています。

2 対象者

本事業の実施主体は、福島県内に住所地を有する女性農業者3戸以上で組織する団体（法人を含む、以下「女性組織」という。）とします。

なお、男性または農業者以外の女性を含む組織であっても、運営の主体が女性農業者であり、女性農業者が会員の過半数を占めていれば女性組織とみなすものとし、かつ「きらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業」で実施する「ふくしま農業女子ネットワーク」の構成員を含む女性組織を対象とします。

3 対象事業

農業に関する地域活性化や担い手確保等の取組等であり、定住・二地域居住や新規就農者への啓発につながるような創意工夫に富んだ内容であるものを対象とします。

【取組例】

- ・ 地域農林水産物を活用した新商品の開発とPRイベントへの参加
- ・ 就農希望者へ向けた定住・移住を促進するツアーの開催
- ・ 県外在住者向けのグリーンツーリズムや農業体験イベントの開催
- ・ 郷土料理等の伝承や食育活動の実施

※なお、本事業の実施により収益が発生した場合は、その収益額から補助金の額を上回る事業費を差し引いた額を県に返還することとなりますので予めご留意ください。

4 補助対象経費

事業実施主体が事業実施計画書に基づき行う取組に要する経費。

ただし、取得価格が10万円を超える機械・備品等や汎用性の高い機器の購入経費（ハード経費）は対象外とします。

対象となる経費の費目は次のとおりです。

- (1) 材料・消耗品費（原材料、資材、消耗品等）
- (2) 旅費（販売フェア等への参加、課題解決や技術習得等）
- (3) 報償費（研修会講師、アドバイザー謝金等）
- (4) 通信費（郵送料等）
- (5) 印刷製本費（広告作成、資料作成等）
- (6) 事務用品費
- (7) 手数料（販売フェア等への参加手数料、放射性物質自主検査等）
- (8) 使用料・賃借料（会場・バス借り上げ料、機材レンタル料等）
- (9) 研修費（講習会参加費用等）
- (10) 委託料（加工委託、パッケージデザイン料等）
- (11) その他、事業計画を実施するために必要な経費

5 補助率

補助率は10/10とし、100万円を上限とします。

6 対象事業期間

当該補助金の交付決定日から平成31年3月15日までとします。

7 応募方法

次の書類について、事業実施主体の所在地を所管する農林事務所農業振興普及部農業振興課（別記）へ持参又は郵送により提出してください。

なお、会員の避難等により、組織の所在地と事業実施地域となる市町村が異なる場合は、組織の所在地か事業実施地域のどちらかを所管する農林事務所へ提出してください。

また、活動の範囲が県全体に渡る組織については、事務局の所在地を所管する農林事務所へ提出してください。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画認定申請書（様式第2号）
- (3) 添付資料
 - ア 直近の総会資料（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）
 - イ 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
 - ウ その他、提出を求められた資料

※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

8 選定方法

- (1) 各農林事務所において対象要件、経費積算等の確認を行った後、県が開催する審査会において審査を行い、補助対象となる事業実施計画を選定します。
- (2) 選定にあたっては、次に掲げる事項について考慮した上で総合的に判断しますので、事業実施計画書作成の際にご留意ください。
 - ア 一過性の取組ではなく、継続した活動の展開が期待される内容であること。
 - イ 農業を職業として選択・実践し、その取組を広く発信することで自らの経営や地域等との連携により発展させていこうとする志を有する

- 女性農業者の組織が行う取組であること。
 ウ 単に一組織の活性化にとどまらず、女性農業者の活力向上が期待される内容であること。
 エ より受益者の多い組織であること。

9 審査結果の通知、公開

- (1) 応募者には、審査結果を文書でお知らせします。
 (2) 選定された事業実施計画については、応募者名、事業名、事業概要等をホームページ等において公開します。

10 スケジュール

- (1) 募集期間 : 平成30年7月13日(金)～8月1日(水)
 (2) 応募締切 : 平成30年8月1日(水) 必着
 (3) 審査会 : 平成30年8月中旬
 (4) 審査結果の通知 : 平成30年8月中旬
 採択決定後の事務手続については、事業実施主体に別途通知します。

別記

応募先の農林事務所	所管する市町村名
県北農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎5階 電話 024-521-2604	福島市、川俣町 伊達市、桑折町、国見町 二本松市、本宮市、大玉村
県中農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 電話 024-935-1307	郡山市 田村市、三春町、小野町 須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、 玉川村、平田村、浅川町、古殿町
県南農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話 0248-23-1555	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒965-8501 会津若松市追手町7-5 電話 0242-29-5302	会津若松市、磐梯町、猪苗代町 喜多方市、北塩原村、西会津町 会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山 町、昭和村、会津美里町
南会津農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話 0241-62-5253	下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町
相双農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 電話 0244-26-1147	相馬市、南相馬市、新地町、飯館村 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
いわき農林事務所 農業振興普及部 農業振興課 〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話 0246-24-6160	いわき市